



FAXでのお申込は » FAX: 03-3208-6255

法律問題から現場実務まで「4人の専門家に学ぶ不動産相続」受講申込書

ご記入月日	平成 年 月 日		
ふりがな 事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL <small>携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。</small>	FAX	
ふりがな 参加者名	E-mail		
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他()		認定区分に○印 AFP・CFP® 番号

●本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届きしだい参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。

●お申込多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。

●各会員割引 ※1 無料：東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用

※2 30%OFF：大阪定額制クラブ会員

※3 20%OFF：TAP実務会員、相続アドバイザー協議会認定会員

下記の講座を申込みます（ご希望の講座の□に印を記入ください。） 価格は全て資料代・税込み表記です			利用券番号	単独申込	一括申込
第1講座	12/6 (水)	ここがポイント！不動産相続を制する法律知識	No.	<input type="checkbox"/> ¥ 25,000	
第2講座	12/20 (水)	不動産相続を円滑に進めるための権利調整のイロハ	No.	<input type="checkbox"/> ¥ 25,000	単独申込みより 30,000円お得!
第3講座	1/10 (水)	不動産相続時に紛争多発! 境界を見極める相続コンサルタントの実務	No.	<input type="checkbox"/> ¥ 25,000	¥ 70,000
第4講座	1/24 (水)	人口減少社会の必須知識!固定資産税見直しの実務	No.	<input type="checkbox"/> ¥ 25,000	<input type="checkbox"/>

〈会場〉TAP高田馬場

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線高田馬場駅（戸山口）より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅（戸山口）より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅（3番出口）より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

□ <https://www.t-ap.jp> □ seminar@t-ap.jp



弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による【不動産概算評価・机上広大地判定(無料)】のご相談をお受けいたします。
当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。
※当日中にご回答できない場合がございます。予めご了承くださいませ。

全4講座

法律問題から現場実務まで 「4人の専門家に学ぶ不動産相続」

～法律問題から現場対応の事例紹介まで、総合的に学ぶ～

2017年
12月6日 水
より4日間開催



会場

TAP高田馬場 (JR山手線「高田馬場駅」戸山口より徒歩約3分)

開催時間

全日程 13:30~16:30

受講料

全4講座一括申込 70,000円 (資料代・税込み)

一講座ごとの単独申込みも可能です。

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡ [TAP実務セミナー](#)

検索

第1
講座

2017年12月6日(水) 開催時間 13:30~16:30

ここがポイント!不動産相続を制する法律知識

~遺産分割争いから境界争いまで、事例に学ぶ~



講師 松村 茉里 氏

弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士

大阪府出身。京都大学法学部卒業。

遺産分割調停や遺留分減殺請求事件、その他相続や不動産に関する交渉・裁判事件を多く取り扱っており、相続争いのナマの現場から円満な相続に必要な知識を伝える。

セミナー実績多数、著書に「家族で話すHAPPY相続」等。

講座内容

① 裁判の手続(遺産分割調停／審判、遺留分調停／訴訟)

(1) 実際に調停になったら、どのように審理が進むのか 等

② 不在者／相続財産管理人

(1) 不在者がいた場合、どのように進めれば良いのか

(2) 相続財産管理人はどのように手続を進めるのか

③ 借地権の問題について

(1) なぜ借地権はもめやすいのか

(2) 借地／使用貸借の分かれ目

④ 取得時効等土地の境界問題について

(1) 取得時効の主張はどうすれば良いか

(2) 土地の境界トラブル、近隣トラブルについて

第2
講座

2017年12月20日(水) 開催時間 13:30~16:30

不動産相続を円滑に進めるための権利調整のイロハ

~権利調整に失敗すると不動産相続は大変なことになる~



講師 堀田 直宏 氏

株式会社 ダントラスト 代表取締役
株式会社ムサシコンサルタント 代表取締役
(公認)不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士
(上級)相続アドバイザー
コミュニケーション能力認定 1級
認定 ファシリテーター

1969年 東京都杉並区生まれ。

国内の投資不動産デベロッパーにて、用地仕入・企画開発・開発推進の最前線で、実務責任者(執行役員)を歴任し、150棟を超える投資用マンション開発に係わる。また、不動産流動化事業の立ち上げの責任者として、数十棟を超える信託受益権売買を成立。

仲介業者・開発業者(マンション・戸建)・税理士・弁護士・一級建築士他専門家とのネットワークと、用地買収に不可欠な権利調整(相続・地上げ・底借問題・等価交換・立ち退き・近隣対策業務)の実務経験を生かし、権利調整得意とする超実行型不動産コンサルタントとして、平成25年3月に独立開業。

《セミナー講師及び相談員等の活動実績》

- ・某生命保険会社の社内研修「終活で考えたい3つの相続財産」を開催し講師を務める。
- ・相続アドバイザー協議会の東京寺子屋にて平成27年5月・平成28年5月・平成29年6月に講師を務める。
- ・不動産コンサルティング協議会 東京支部、静岡支部。
- ・空き家相談士協会の定例発表

ごあんない

相続対策を実行するにあたり、立ち退きや借地底地、境界問題といった、権利調整を要する不動産は、コンサルタントにとって悩みのタネ。提案が机上の空論とならない為には、権利調整が必要な不動産の課題をコンサルタント自らが解決できなければ、「口だけコンサルタント」になってしまいます。

講師自らの実体験を基に創りあげた基本的理論と、3件の実例に基づき、権利調整のキーポイントをお伝えします。

講座内容

権利調整に最も必要な事と、押さえておきたい3つの技術(基礎知識)

事例

- ① 離婚調停に応じない夫が居住する、妻名義の自宅有効活用事例
- ② 位置指定道路に接道していない土地を接道させた、7世帯12人との合意形成事例
- ③ 再建築不可による潜在空き家を建築可能にした隣地交渉事例

第3
講座

2018年1月10日(水) 開催時間 13:30~16:30

不動産相続時に紛争多発! 境界を見極める相続コンサルタントの実務



講師 高橋 一雄 氏

株式会社測量舎 代表取締役
測量士
土地家屋調査士

昭和38年 福島県生まれ。
平成 7年 土地家屋調査士登録。
平成 9年 測量を通してお客様に「安心」を提供することを目的に、株式会社測量舎を設立。
「誠実」「確実」「迅速」を合言葉に、年間100現場以上の土地境界確定測量を行う。
平成18年 土地家屋調査士法人測量舎を設立。現在に至る。

ごあんない

土地オーナーの財産管理で重要なのは「測量」です。適切な測量が行われていない土地や、境界が確定していない土地は、そもそもその「財産価値」に疑問符がついてしまいます。なぜかといいますと、正しく測量されていない土地は面積も地形も不正確なので、「時価」も「税務上の評価」も、曖昧な数値しか算出できません。そのままで売買を行ったり、相続税の申告をしたらどうなるでしょうか? また、境界が確定していない土地は「その価値が毀損している」と言わざるを得ません。境界が確定していない土地は物納も出来ませんし、売買も困難なので経済的価値が大きく減じられてしまうのです。にもかかわらず、相続が起きたときの「相続財産の評価」においては、「境界が未確定」という理由でその土地を評価減することは認められません。これは税務上の大きなリスクとなります。 このように、測量と境界は土地オーナーの財産管理において非常に重要なものです。この講座では、相続と測量・境界確定の関係について、具体的な事例を使って講義をします。この講座を通して境界確定の難しさや、生前測量の重要性を感じて下さい。

講座内容

- ① 境界と測量に関する基礎知識
- ② 道路に関する基礎知識
- ③ 測量の勧め
- ④ 土地を物納する際の注意点

第4
講座

2018年1月24日(水) 開催時間 13:30~16:30

人口減少社会の必須知識!固定資産税見直しの実務

~相続した不動産を「負動産」にしないために~



講師 杉森 真哉 氏 わかば不動産診断センター 代表

固定資産税に関わる方に、払い過ぎと節税などの正しい知識を教える固定資産税コンサルタント。17年間固定資産税を課税する役所職員のアウトソーシングで教育担当として活動。10万件の土地の評価額を計算、1万本の路線価を決定、納税者からの相談やクレームなどにも行政側として対応した経験を持つ。現在はその経験を生かし、固定資産税の講演を中心に、不動産実務検定講師、相続不動産の研修講師として活動。相続実務では、相続相談者の財産評価把握や不動産の収支分析などに強みを発揮する。講演としては、日本FP協会、ユーキャン、JA、日本不動産コミュニティー、相続アドバイザー協議会、日本エコシステム他、各地の資産家向け勉強会など多数。

■出版
「相続専門」のプロだけが知っている相続から家族と資産を守る61のポイント(共著)(合同フォレスト社)
「相続」専門のプロだけが知っている家族に感謝される相続68のポイント(共著)(合同フォレスト社)
■公式ブログ 元・役所職員向け固定資産税コンサルタント杉森真哉が語る
「固定資産税知らないと永遠に高く払い続けます」

講座内容

- ① 固定資産税の今後の動向～増税?
- ② 相続相談についての固定資産税とは
 - (1) 財産評価を実施するための第一段階
 - (2) お客様へのアドバイス
 - (3) 課税明細書の見方
 - (4) 課税計算
- ③ 課税明細書のチェックポイント
 - (1) 住宅用地の特例措置
 - (2) 地目
 - (3) 面積
 - (4) 家屋
 - (5) 評価単位
- ④ 役所への申請と交渉
- ⑤ 固定資産税評価で知っておきたいこと
- ⑥ 節税事例